

# 「新しい公共」に向けた 企業の社会的責任(CSR)と NPOのアカウンタビリティ

～CSRの概念整理とNPO法人会計基準～

金田晃一

# CSRの概念整理

CSRは幅広い概念である。

- ①優れた製品やサービスの提供、すなわち「本業」は、CSRの中心的手段である。(本業はCSRの一部)
- ②寄付など、いわゆる「社会貢献活動」は、CSRの中心的手段ではないが、重要な手段である。

但し、「公共」との関係性を考えると、課題も見えてくる。

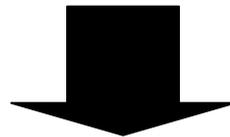
- ①「本業」で恩恵を受けられる人々は大勢いるが、製品やサービスを購入できる人々に限定される(このような状況を公共的といえるか?)。もちろん、企業は、一般的に、市場が見込めない製品やサービスを事業化しない。
- ②「社会貢献活動」が重要である理由のひとつとして、社会インフラの整備や人材育成などに向けた公共財を社会に提供していることが挙げられる。但し、これまでのアプローチは、個々の企業の寄付による支援が中心であった。また、地域が操業地周辺に限定されていたり、本業に関連のあるものに限定される傾向がある(より公共的な方法は?)。

# CSRは課題にチャレンジし、「新しい公共」へ。

## ●本業編

### CSRの「公共」課題①

「本業」で恩恵を受けられる人々は大勢いるが、製品やサービスを購入できる人々に限定される(このような状況を公共的といえるか?)。もちろん、企業は、一般的に、市場が見込めない製品やサービスは事業化しない。



### CSRの「新しい公共」対応①

- ・イノベーションを通じて、価格を抑えるなどして、製品やサービスを購入できる人々の層を広げられるか。
- ・イノベーションを通じて、市場が見込めないとの判断からこれまで参入しなかった事業に参入し、市場を創造できるか。

\* 大企業にとっては、チャレンジかもしれないが、社会的企業や社会起業家は、この困難を乗り越えられる。

# CSRは課題にチャレンジし、「新しい公共」へ。

## ●「社会貢献活動」編

### CSRの「公共」課題②

「社会貢献活動」が重要である理由のひとつとして、社会インフラの整備や人材育成などに向けた公共財を社会に提供していることが挙げられる。但し、これまでのアプローチは、個々の企業の寄付による支援が中心であった。また、地域が操業地周辺に限定されていたり、本業に関連のあるものに限定される傾向がある(より公共的な方法は?)。



### CSRの「新しい公共」対応② 「社会貢献活動」編

- ・イノベーティブな発想で、資金提供(寄付)以外の企業内リソースを棚卸し、その提供により社会の役に立てないか考え、実施することができるか。
- ・イノベーティブな発想で、シナジー効果を念頭に、他セクター(NPOや政府)や他の企業と協働できるか。
- ・イノベーティブな発想で、地域/本業限定でない案件にもチャレンジできるか。

\* 大企業にとって、これまでのアプローチを見直した上で、柔軟な発想が必要。

# CSRと「新しい公共」との関係(まとめ)

## ① 本業

社会的ニーズを織り込んだ、優れた製品・サービスを作り出すと同時に、多様な人々にアクセスしやすい環境を整備することで豊かな社会づくりに資する

## ② 社会貢献活動

寄付・寄贈・社員ボランティア支援・企業財団・施設開放等を通じ、他組織との協働によって、社会基盤の整備や人材育成等に関わる

## ③ 誠実な事業プロセス

製造・販売等、全ての事業プロセスにおいて、法令を遵守し、人権を尊重し、環境負荷を低減するなどして、社会に迷惑をかけない

## ④ 適切な影響力発揮

自社だけでなく取引先にも①～④を促すようイニシアティブを発揮する、また、政策提言をするなど、CSRや「新しい公共」の普及・啓発活動を担う

\* ①本業と②社会貢献活動という貢献領域にばかり注目が集まるが、その大前提としての社会に迷惑をかけないという③誠実な事業プロセスや、「新しい公共」を他組織にも広げていくという④適切な影響力発揮も、別な形のアプローチとして重要。

# NPOのアカウントビリティ

企業がNPOとの協働を考える際、NPOのアカウントビリティは、最重要ポイントのひとつとなっている。

## \* NPO法人会計基準の重要性

現在、特定非営利活動法人(NPO法人)には統一した会計基準がない状況となっている。このため、会計書類の表記方法が法人によりバラバラで比較できない、資金の使途が分かりにくいなどの問題が起こっている。

こうした現状を受け、2009年3月、「NPO法人会計基準策定プロジェクト」がスタート。プロジェクトは、各地のNPO支援センターなどからなる「NPO法人会計基準協議会(協議会)」と、公認会計士・税理士ら専門家からなる「NPO法人会計基準策定委員会(策定委員会)」などで構成。事務局は、シーズ・市民活動を支える制度をつくる会が担っている。

NPOWEB(NPO法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会が運営するNPO・市民活動に関するニュース&情報サイト)より。

<http://www.npoweb.jp/modules/news1/article.php?storyid=3267>

# NPO法人会計基準の整備

(以下は、最終案の抜粋。全文は別資料参照)

## NPO法人会計基準

### I NPO法人会計基準の目的

#### (目的)

1.この会計基準は、以下の目的を達成するため、NPO法人の財務諸表及び財産目録(以下、「財務諸表等」という)の作成及び表示の基準を定めたものである。

(1)NPO法人の会計報告の質を高め、NPO法人の健全な運営に資すること。

(2)財務の視点から、NPO法人の活動を適正に把握し、NPO法人の継続可能性を示すこと

(3)NPO法人を運営する者が、受託した責任を適切に果たしたか否かを明らかにすること。

(4)NPO法人の財務諸表等の信頼性を高め、比較可能にし、理解を容易にすること。

(5)NPO法人の財務諸表等の作成責任者に会計の指針を提供すること

⋮